

## 事業契約書(案)に関する質問書に対する回答

### ■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
1	事業契約書(案)	第1章	5	7	1						「なお、事業者は、優先交渉権者が本事業の優先交渉権者として選定されたことは、市により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。」につきまして「優先交渉権者に選出されても未充足部分が存在する可能性があることを事業者が了解する」という解釈でよいのか確認させて下さい。	第7条第1項に記載のとおり解釈とします。
2	事業契約書(案)	第1章	5	7	2						事業者検討委員会が提案書類に関して述べた意見、その他市からの要望事項を、尊重しなければならないとありますが、意見、要望事項により費用負担が増える場合の費用は市にて負担いただけるのでしょうか。	本項は、意見又は要望事項が要求水準書等から逸脱しない範囲内である場合の対応に関する規定であり、費用負担等は想定しておりません。
3	事業契約書(案)	第1章	5	8	1						統括責任者については要求水準書に記載がありませんが、特定の要件等はないとの理解でよろしいでしょうか？	円滑な業務実施のために必要な経験やノウハウを有する担当者を配置頂きたいと考えていますが、具体的な要件設定は事業者の提案に委ねます。
4	事業契約書(案)	第1章	5	8	1~3						1名で総括責任者、館長、運營業務統括責任者を全て兼任することは可能でしょうか？	差し支えありません。なお、この場合は、配置要件を定めている館長及び運營業務統括責任者のいずれの要件ともに満たすことが必要です。
5	事業契約書(案)	第1章	5	8	3						業務統括責任者について、具体的には維持管理業務統括責任者と運営管理業務統括責任者をそれぞれ選任する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、維持管理業務統括責任者については、特定の条件はないとの理解でよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、円滑な業務実施のために、同種事業の経験やノウハウを有する担当者を期待しますが、具体的な要件設定は事業者の提案に委ねます。
6	事業契約書(案)	統括責任者及び業務責任者	5	8	4,5						4項並びに5項の条文を総合しますと、「統括責任者、館長、業務統括責任者」は兼務できるとの認識で宜しいでしょうか。	回答No.4をご参照ください。
7	事業契約書(案)	第1章	5	8	8						「変更を求める合理的な理由がある場合」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているかをご教示願います。	第8条第8項に記載のとおり、本契約等に定める各種規定に合致しなくなった場合や本契約等を満足するために責任者としての役割が果たせていないと判断される場合を想定しています。
8	事業契約書(案)	第1章	5	8	8						「変更するよう事業者に求めることができる」とありますが、「求める」とは市と事業者にて協議することと読み替え、解釈して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙3.1(3)に示す改善要求措置の方法に準じるものとします。
9	事業契約書(案)	第1章	6	12	1						市と事業者が一旦確認、合意した内容を、市が合理的理由なく変更することはないということでしょうか。また変更対応に費用を要した場合、その費用について事業者負担とすることはないと解釈して宜しいでしょうか。	第12条第1項に記載のとおり、事業者は市による確認等のみをもって本契約上の責任を免れるものではないとの規定であり、ご質問の趣旨ではありません。
10	事業契約書(案)	契約の保証	6	13	1	(5)					履行保証保険契約時には、「i)市を被保険者とした場合は、直ちにその保険証券を市に提出しなければならない、また、ii)事業者、施工企業等、設計企業等又は工事監理企業等を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定しなければならない」とございますが、【質問①】ii)の「市のために設定」とは、市が質権者となるのでしょうか。【質問②】施設整備費に関して、施設引渡前でのつなぎ資金を民間金融機関で調達するとした場合、金融機関による質権設定が必要になると想定されますが、可能でしょうか。	質問①について、ご理解のとおりです。質問②について、事業契約書(案)第120条の協議が調った場合は承諾します。なお、この場合の金融機関による質権は第二順位での設定となります。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
11	事業契約書 (案)	第1章	6	13	2						「消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額とする」とありますが、税率変更となった場合、保険金の金額変更などの対応を要するという点で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書 (案)	第1章	7	17	1						「本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているかをご教示願います。	興行場法第2条や福岡市火災予防規程第12条の許認可等を想定しています。
13	事業契約書 (案)	第1章	8	19	1						本来、本事業実施用建物の瑕疵担保責任は建設側にあると考えます。事業者が合理的に推測し、建設側及び貴市と協議により合意した場合には、本対策の費用負担は建設側負担としていただきたく、ご検討願います。	第1項は、「事業者は、市が事業者に対して本事業の公募手続において書面により提供した本事業実施用建物の情報(以下、本条において「前記情報」という。)から、合理的に推測できる本事業実施用建物の瑕疵に起因して、本施設の完工または維持管理・運営業務の開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、事業者がその費用若しくは損害を負担する。市は、前記情報等から合理的に推測できる本事業実施用建物の瑕疵に起因して発生した損害及び費用については、負担しないものとする。」に修正します。
14	事業契約書 (案)	第1章	8	19	1						「本事業実施用建物の瑕疵」については、本来事業本体施工者が負うべきものと勘案します。瑕疵対策工事は事業者の責任外としていただけないでしょうか。	回答No.13をご参照ください。
15	事業契約書 (案)	第1章	8	19	1						「合理的に推測できる本事業実施用建物の瑕疵」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているかをご教示願います。	現時点で具体的に想定しているものではありませんが、例えば、要求水準書の参考資料として公表する図面等から推測できる瑕疵が想定されます。
16	事業契約書 (案)	第1章	8	19							「合理的に推測できる本事業実施用建物の瑕疵」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか？	回答No.15をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
17	事業契約書 (案)	第1章	8	19	3						「瑕疵担保責任の請求期間」とありますが「請求期限」との解釈で宜しいでしょうか。 (瑕疵請求は引渡日以降から可能となるのではなく、施工中に瑕疵が確認された時点で請求できるという趣旨の質問です)	本事業実施用建物に本事業の目的を達成できないような瑕疵が存在し、引渡し以前にそれが発見されたような場合には、法的には瑕疵担保責任ではなく、引渡しまでの間に建物本体事業者に対して改善を要求することとなります。
18	事業契約書 (案)	本施設の整備場所	8	19							第1項において、本事業実施用建物の情報から、合理的に推測できる本事業実施用建物の瑕疵については、事業者の責任及び費用において必要な対策を講じることとなっております。一方、第3項において、瑕疵担保責任についての規定があり、第1項による瑕疵が発見された場合は、ひとまず事業者にて対策を行い、瑕疵担保期間中であれば、事業者において本事業実施用建物事業者等に請求するとの整理でよろしかったでしょうか。	回答No.13をご参照ください。
19	事業契約書 (案)	第2章	9	21	2	(3)					要求水準書の変更に伴うサービス購入費の変更が生じた場合、変更されるサービス購入費はどのように決定されるとお考えでしょうか？	事業者が提示する変更後のサービス購入費(案)に基づき、市と事業者の協議により決定します。
20	事業契約書 (案)	本施設の設計	10	23	2						「本施設の設計内容について、市及び本事業用建物事業者等と協議の上調整を行う」とありますが、本事業実施用建物事業者の協議が円滑に進むよう貴市が調整を頂くことは可能でしょうか。建物事業者との協議が難航し、事業スケジュールが遅延することを懸念してお伺いする次第です。	本事業用建物事業者との協議・調整には市も関与しますが、事業者はその協議・調整の主体となり、事業を進めて頂く必要があります。
21	事業契約書 (案)	第3章	11	24	1						「市の承諾を受けた場合」とありますが、参加資格審査にて申請している企業に委託する場合は、市に対しての通知は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第2条(31)に規定される設計企業に委託する場合には、本項に規定する市の承諾は必要ありませんが、要求水準書に基づき設計体制を市に提出してください。
22	事業契約書 (案)	第4章第1節	12	26	3						市と事業者が一旦確認、合意した内容を、市が合理的理由なく変更することはないということでしょうか。また変更対応に費用を要した場合、その費用について事業者負担とすることはないと解釈して宜しいでしょうか。	第26条第3項に記載のとおり、事業者は市による確認等のみをもって本契約上の責任を免れるものではないとの規定であり、ご質問の趣旨ではありません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
23	事業契約書 (案)	第4章第1節	12	26	6						「初期整備業務に起因して(原因の如何を問わず建設方法の変更や本施設完工予定日の変更があった場合を含む。)本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分をサービス購入費から減額する。」とありますが、どのような場合に「本事業にかかる費用が減少」と判断されるのでしょうか？またサービス購入費から減額される金額はどのように査定するとお考えでしょうか？	具体的な判断基準や査定方法は、個別具体の事象により検討することになりますが、客観的かつ合理的な方法を検討します。
24	事業契約書 (案)	第4章第1節	12	27	1						「本事業実施用建物の建築躯体工事、内部間仕切り工事、サイン工事、仕上工事及び電気・機械等各種設備工事を行う者と調整を行う」とありますが、そのうち重要な事項については、事業者が市の同席を求めることができるものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書 (案)	第4章第1節	12	27							建物本体工事に別途工事として入ることとなりますが、現場共益費の取り扱いについてご教示ください。	建物本体工事の別途工事として入るにあたり、要求水準書(案)P10のとおり、事業者は「建物本体事業者等に内装監理費、現場協力金、その他実費の支払いが生じる」と聞いております。なお、建物本体事業者の監理体制や建物本体工事業者が未定の時点での想定ではありますが、建物本体事業者からは、現時点において内装監理費約6,000円/m <sup>2</sup> 、現場協力金約3,000円/m <sup>2</sup> と聞いております。
26	事業契約書 (案)	本施設の施工に伴う近隣対策	14	32	3						近隣対策の結果、本施設の施工完了予定日及び維持管理・運営開始予定日が延期となった場合、事業契約の終了日も延長されるとの整理でしょうか。	維持管理・運営開始予定日が延期となった場合においても、事業契約書の終了日は平成44年9月末日とします。
27	事業契約書 (案)	第4章第1節	14	33	1						自主事業に関する什器備品等の調達もリースは可能でしょうか。	差し支えありません。
28	事業契約書 (案)	第4章第2節	15	35	5						「増加費用若しくは事業者の損害」について、損害の中にSPCに係る費用(金融費用)も含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な金融費用を含みますが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は含みません。
29	事業契約書 (案)	第4章第2節	15	36	1						「本事業実施建物の使用が不用となった」とありますが、その際の事由が事業者の責めによるものでなければ、明け渡しに要する費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	事業契約書 (案)	第4章第2節	15	36	1						この場合の費用負担は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	回答No.29をご参照ください。
31	事業契約書 (案)	第4章第2節	15	36	1						「要求水準書の変更等によって本事業実施用建物の使用が不用となった場合において、当該建物内に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(事業者が使用する施工企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本事業実施用建物を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。」とありますが、この場合の費用負担の取り決めについてご教示ください。	回答No.29をご参照ください。
32	事業契約書 (案)	第4章3節	17	41	1						「事業者がその損害賠償額を負担しなければならない」とありますが、事業者が行う賠償は法律上の賠償義務についてと解釈して宜しいでしょうか。	第41条第1項は、工事の施工について第三者に損害を及ぼした場合の規定ですので、事業者が事業契約上負担する損害賠償責任について規定するのではなく、事業者が第三者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償等、法律上の賠償責任を負担することを確認的に規定するものです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)		
33	事業契約書(案)	第4章第4節	17	42	1					本項について、本体建物とは別に、本事業単独で建築確認を受けなければならないのでしょうか。あるいは本体建物と一体で受けるのでしょうか。	建築確認は本体建物と一体で受けることとなります。
34	事業契約書(案)	第4章第4節	18	45	4					「瑕疵の修補及び損害の賠償」は更新された什器備品及び展示物も対象になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	事業契約書(案)	第4章第4節	19	48	3					「指示することができる」とありますが、市と事業者にて協議することと読み替え、解釈して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙3.1(3)に示す改善要求措置の方法に準じるものとします。
36	事業契約書(案)	第5章	19	51						本条に規定される違約金について、施設の完工遅延が理由ではない場合においてもサービス購入費A-1を元本として違約金算定を行う趣旨をご教示ください。	PFI事業として、維持管理・運營業務開始までに必要となる業務を一体的なサービスとして提供を受けるという考え方にに基づき、維持管理・運營業務開始前の代表的な業務であるサービス購入費A-1を設定しています。
37	事業契約書(案)	第6章第1節	20	52	4					市と事業者が一旦確認、合意した内容を、市が合理的理由なく変更することはないということでしょうか。また変更対応に費用を要した場合、その費用について事業者負担とすることはないと解釈して宜しいでしょうか。	事業者は市による確認等のみをもって本契約上の責任を免れるものではないとの趣旨の規定であり、ご質問の趣旨ではありません。
38	事業契約書(案)	第6章第1節	20	53	5					「事業者は、第1項又は第2項の規定により委託を受けた者の責めに帰すべき事由により、事業者に本事業の実施について発生した増加費用及び損害を負担する。」は「事業者が本事業の実施について・・・」と読み替えてよろしいのでしょうか。	「事業者は、第1項又は第2項の規定により委託を受けた者の責めに帰すべき事由により発生した本事業の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。」に修正します。
39	事業契約書(案)	第6章第1節	21	54	2					維持管理業務、運營業務の一部を第三者に委託する場合、第三者も保険に加入することありますが、請負者は第三者であっても事業者が加入する賠償保険の被保険者であると理解しています。更に加入を義務付ける理由をご教示ください。	維持管理業務、運營業務の一部を委託する第三者が、事業契約書(案)別紙1に示す保険の被保険者となる場合は、重複して加入する必要はありません。
40	事業契約書(案)	第6章第1節	21	55	1					各種業務報告書の提出は、「業務終了後7日以内」とありますが、休日を除く7営業日と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	事業契約書(案)	第6章第1節	21	56	1					「維持管理・運營業務を実施するにあたり合理的な範囲内の近隣対策」とありますが、具体的にはどのような近隣対策を想定されているのでしょうか。本条3項の「本施設を設置すること自体に関する近隣対策」とはどのような違いがあるのでしょうか。	維持管理・運營業務を実施するにあたっての近隣対策とは、例えば、本施設の外部(本事業実施用建物内の他のテナントも含む)への騒音や振動等の周辺環境対策やアウトリーチ活動等の本施設の外部で活動する際の近隣対策等が想定されますが、事業者において必要な対策を実施してください。なお、本施設を設置すること自体に関する近隣対策とは、本事業の実施や本施設の整備場所に科学館を設置すること自体への反対運動等を示します。
42	事業契約書(案)	第6章第2節	21	57						事業者を指定管理者に指定する時期はいつを予定しているのでしょうか。	指定する時期は平成28年度下半期、指定する期間は本施設の供用開始から平成44年9月末日までを予定しています。
43	事業契約書(案)	第6章第2節	21	57						事業者を指定管理者に指定するに当たっては、本事業契約書とは別に指定管理者としての協定書(基本協定・年度協定)を締結する想定でしょうか。	本事業契約書以外の協定書の締結は想定していません。
44	事業契約書(案)	第6章第2節	22	60						本条の記載からすると、サービス購入費C及びDが指定管理者制度における指定管理料に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)		
45	事業契約書(案)	第6章2節	22	61	1					事業者が行う賠償は法律上の賠償義務についてと解釈して宜しいでしょうか。	第61条第1項は、事業者が損害賠償責任を負担することが事業契約上明確に定められていない場合でも、市又は第三者に損害を及ぼした場合には、民法上の不法行為に基づく損害賠償等、法律上の賠償責任を負担する旨を確率的に規定するものです。但し、市と事業者との関係では、かかる責任は、事業契約に基づく契約上の責任という性質も有します。
46	事業契約書(案)	第6章第2節	22	64						本項目については、賃貸借契約等の物権に関する民事上の権利義務が生じる内容でなければ良いという解釈でよろしいでしょうか。	本施設や付属設備等に関しては、維持管理・運営期間中、事業者が管理・使用することとなり、事業者が第三者に対して賃貸することを予定しておりません。第64条は、物権的な賃借権に限らずいかなる使用収益権も第三者に対して設定することができないことを規定するものです。但し、事業契約の規定に従い事業者から委託を受けた維持管理企業・運営企業等がその業務を履行するにあたり必要な範囲で本施設・附属設備等を事実上利用することを妨げるものではありません。
47	事業契約書(案)	第6章第2節	22	66						評価票と業務報告書の提出期限が書かれていませんが、市の指定管理者施設では、決まった提出期限があるのでしょうか？それは無理のない期限に設定されていますでしょうか？(特に経理関係の項目に危惧)要求水準のところにも期限が記述されていません。	市として統一的な期限設定はありません。本施設は、毎年度終了後、30日以内に提出していただくことを考えております。具体的な期限につきましては、事業者との協議により決定します。
48	事業契約書(案)	第6章第2節	23	68	2					「対象文書の範囲、保存年限は要求水準書の規定に基づいて定める。」とありますが、「要求水準書の規定に基づいて別途定める」という理解でよろしいでしょうか？その場合、いつまでに定めることを想定されていますでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。後段について、本施設の供用開始までに定めることとし、内容については市の文書管理規程に準じることとします。
49	事業契約書(案)	第6章第2節	23	68						対象文書の範囲、保存年限は要求水準書の規定に基づいて・・・とありますが、要求水準書のどこを見ればわかりますか？	回答No.48をご参照ください。
50	事業契約書(案)	利用料金	23	71	2					条例の範囲内且つ、貴市承認を得たうえで利用料金の変更が可能となっておりますが、貴市承認の要件は御座いますでしょうか。	申請された利用料金の額により事業計画が実現できるかなどにより、総合的に判断します。
51	事業契約書(案)	第6章第2節	23	71						利用料金については、別紙4において事業者提案を踏まえて定めることとなっておりますが、事業契約変更後の税制変更・物価変動等を踏まえた改定は想定されていますでしょうか。また、改定可能とする場合、その手続きはどのようになりますでしょうか。	消費税率の変更等により、利用料金の上限額の改正を行うことがあります。具体的には、条例改正案を市議会に提案し、可決後、事業者からの申請を承認するという流れで、改定を行います。
52	事業契約書(案)	第6章第2節	24	72	1					利用料金の減額、又は免除はどういう理由で実施されるのでしょうか。来場者の増加を目的に実施されるという理解でよろしいでしょうか。	一日学習での来館者、障がい者等に対する観覧料の免除など、要求水準書で求める減免は、必須事項とご理解ください。その他の減免事由については、事業者からの提案に委ねます。
53	事業契約書(案)	第6章第2節	24	72	2					「特別の事情」とは、来場者の増加を目的に条例によって利用料金を減額し、事業者側も来場者増加の努力をしたにもかかわらず、来場者数が伸びずに事業者収入が減失するケースとの解釈でよろしいでしょうか。	市が事業者の利用料金の減免を依頼した場合(要求水準書において市が求める減免事由に該当する場合があります。)であって、その減免額が多額なケース等を想定しています。
54	事業契約書(案)	減免の取扱	24	72	3					条例変更により利用料金の減額・免除範囲が変更になった場合、双方が誠実に対応しなければならぬと御座いますが、サービス購入費の増額が認められないケースもあり得るのでしょうか。もし想定しておられる事象がありましたらご教示ください。	市からの指示により利用料金の減額・免除範囲を変更する場合は、第21条の規定に準じることとします。
55	事業契約書(案)	第6章3節	25	74	2					事業者が、善管注意義務を果たしたにもかかわらず、盗難・破損が発生した場合には、事業者の帰責は問われぬと解釈して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第107条の規定によるものとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
56	事業契約書(案)	什器備品等の管理	25	75	2						「事業者は、要求水準書に従い什器備品等を管理し、修理・更新等を行う」とございますが、修理・更新等に係る費用については、サービス購入費C-1に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	事業契約書(案)	第6章第3節	25	75							本条に規定する「什器備品等」と第78条に規定する「展示物」との区分については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき、市と事業者の協議により決定します。
58	事業契約書(案)	展示物の管理・更新	26	78	2						「事業者は、本契約等に従い展示物を管理し、更新等を行う」とございますが、更新等に係る費用については、サービス購入費C-4に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	事業契約書(案)	第6章5節	27	82	1						「事業者がその損害賠償額を負担しなければならない」とありますが、事業者が行う賠償は法律上の賠償義務についてと解釈して宜しいでしょうか。	第82条第1項は、維持管理・運営業務について第三者に損害を及ぼした場合の規定ですので、事業者が事業契約上負担する損害賠償責任について規定するものではなく、事業者が第三者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償等、法律上の賠償責任を負担することを確定的に規定するものです。
60	事業契約書(案)	第7章	27	83							別紙2及び別表とありますが、別表とはどれを指しますか？	別表は、募集要項公表時に追加します。
61	事業契約書(案)	第7章	27	86	1						本条項の規定に基づき、市が要求水準書を変更する場合、当該変更後のサービス購入費を抑制する一方で一時的な増加費用が発生するようなケース(例えばリース契約や委託契約の中途解除等)も想定され得ますが、そのような場合には当該増加費用については市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本項に規定する要求水準書の変更の場合には、当該変更起因して発生する増加費用及び減少費用を総合的に勘案して、変更内容を決定することを想定しています。
62	事業契約書(案)	第8章第2節	28	89	2	2					「やむを得ないと認められるもの」に本施設の経年劣化は含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	事業契約書(案)	第8章第2節	28	89	2	1					「本契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの」とは、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。経年劣化についてはやむを得ないものと認められるという認識でよろしいでしょうか。	回答No.62をご参照ください。
64	事業契約書(案)	第8章第3節	28	90							構成員及び協力企業が、契約解除事由のいずれかに該当した場合、実施方針「Ⅲ-5-(5)構成員等の変更及び追加」に記載されている通り、市がやむを得ないと認めた場合は、当該企業を変更し事業を継続できると解釈して宜しいでしょうか。	個別具体的に判断しますが、ご理解のとおりで差し支えありません。
65	事業契約書(案)	第8章第3節	29	90	1	(10)					市が本契約を解除できる要件として、「第81条に基づく自主事業を実施する場所に関する承認が事業者の責めに帰すべき事由により取り消されたとき」とありますが、具体的にどのようなケースを想定されておりますでしょうか？ 例えば必須の自主事業であるクラブ活動において、科学館外で活動を企画し、何らかの理由によりその承認が取り消された場合も該当するのでしょうか？	当該条項は、削除します。
66	事業契約書(案)	第8章第3節	29	90	2						当該契約解除事由に該当するかの判断は、福岡県警察本部からの通知に基づき、市が事業者ヒアリング等により事実関係を客観的に判断した上で、決定されると解釈して宜しいでしょうか。	福岡県警察本部からの通知があった場合には、事業者等にも事実関係の確認を行います。
67	事業契約書(案)	第8章第3節	29	90	2						本項に規定されている内容については、本事業に関する場合に限ると解釈して宜しいでしょうか。	第90条第2項各号については、全て本事業に限定されない規定です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
68	事業契約書 (案)	第8章第5節	32	99	3						「事業者がリースにより調達した什器備品については、運営・維持管理期間が終了した場合は、無償で市に譲渡するもの」とありますが、再リース契約が継続していた場合の再リース費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか？	第99条第3項に記載のとおりとし、市は再リース費用や有償買取は想定していません。リース契約とする場合は、本規定の条件を満たす形での調達としてください。
69	事業契約書 (案)	第8章第5節	32	99	3						「事業者がリースにより調達した什器備品については、運営・維持管理期間が終了した場合は、無償で市に譲渡する」とありますが、残存価額があるものと推定される資産については、市によって買い取られるということで宜しいでしょうか。	市による買取は想定していませんので、必要に応じて事業者で買取後に無償で市に譲渡する等の本規定の条件を満たす形での調達としてください。
70	事業契約書 (案)	第8章第5節	32	99	3						「リースにより調達した什器備品」のうち、リース期間が残存するもののリース債務についても、市に譲渡するということによろしいでしょうか。	市がリース債務を引き継ぐことは想定していません。
71	事業契約書 (案)	第8章第5節	32	100	1						「第三者評価方式の採択は、市若しくは事業者が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから1ヶ月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし」とありますが、評価を行う第三者はどのように決定するのでしょうか？ また市の責めに帰すべき理由により1ヶ月を超えた場合でも、第三者評価方式は採用されないのでしょうか？	前段について、決定方法は市と事業者の協議によるものとし、決定方法も含めて合意した場合に当該方式が採択されるものと考えています。後段については、原案のとおり、事由によらず1ヵ月以内に決定することを条件とします。
72	事業契約書 (案)	本施設の引渡し 前の解除	33	100	2						本施設引渡し前の契約解除時についての規定となっておりますが、貴市に帰責事由がある場合の買受代金については一括による支払として頂けませんでしょうか。101条第1項についても同様です。	原案のとおりとします。
73	事業契約書 (案)	第9章	33	100	3						「市は、第1項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、市が検査の結果を事業者に通じた後、事業者の請求により、速やかに支払う。」とありますが、検査の結果は本契約解除後、いつまでに通知されるのでしょうか？また「速やかに」とは具体的にどの程度の期間でしょうか？ 「契約の解除から市の支払いまでの期間の金利は付さない」とありますが、上記期限を明確にしたうえで、その期限を超えた場合は金利が付されることになっていただけないでしょうか？	検査結果の通知期限は、現時点で提示できる期限はありません。また、買受代金の確定から支払いまでは、予算措置を行う必要があることから、議会において予算案を議決した後から、2ヶ月程度を要することが想定されます。 金利の取扱いは、原案のとおりとします。
74	事業契約書 (案)	第9章	34	102	1	2					「サービス購入費D」は光熱水費であるため、違約金の算出対象から外していただけないでしょうか。 (同条同項3項についても同じ)	原案のとおりとします。
75	事業契約書 (案)	第9章	34	102	7						違約金に関し、第90条第2項各号のいずれかに該当し、本項の違約金が課された場合には、同条1項に規定が適用される違約金が重ねて課されることはないかと解釈して宜しいでしょうか。	ご質問の場合には、第102条第1項及び第7項の違約金がそれぞれ課されます。
76	事業契約書 (案)	損害賠償、違約金等	34	102	5,6						貴市が負担する増加費用、損害、本業務を終了するために要する費用には、金融機関からの借入金返済に伴うブレイクファンディングコストも含まれますでしょうか。	合理的と判断される金融費用も含まれます。
77	事業契約書 (案)	第10章	35	104	1	(1)					法令の変更による増加費用及び損害について、市が負担するケースとして、「(1)本施設の整備及び維持管理・運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、本施設の整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。」とありますが、「維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるもの」の判断基準についてご教示ください。	第104条第1項(1)の規定は、科学館の整備及び維持管理・運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとして、これに該当しない法人税その他の税制変更(第104条第1項(3)及び(4)の規定は除く。)及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まないものとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)			a
78	事業契約書(案)	第10章	35	104	1						法人税法等、本条で言及されていない法令が変更された際の取り扱い(例:外形標準課税の税率変更など)については、要求水準書(案)「I-9-(1)要求水準の変更事由」における「著しく変更されるとき」とみなされるということでご覧いただけますでしょうか。	回答No.77をご参照ください。法令変更の取り扱いは、第104条の規定に基づきます。
79	事業契約書(案)	第11章	36	106	1	2					「サービス購入費D」は光熱水費であるため、事業者負担の算出対象から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
80	事業契約書(案)	第11章	36	107	1						「第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行う」とありますが、施設の所有者(市)ではなく、施設運営の受託者(事業者)の責任・費用負担というのが、PFI事業では慣例的なのでしょうか？	本事業では、原案のとおりとします。
81	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	44								「1サービス購入費の構成」によりますと、初期整備に係る対価(サービス購入費A)は割賦での支払のみを想定されております。実施方針において、起債の可能性のある旨の起債がございましたが、起債はなく施設引渡時における一括支払の部分はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	事業契約書(案)	別紙2	44	別紙2	1	表					【該当項目:開業準備に係る対価(サービス購入費B)】「移動天文車・移動科学館車整備業務に要する費用」について、両車輛はリースでの導入が可能ですが、仮にリースとした場合、市が支払う対価の区分が変更(購入費AやC)となるのでしょうか。	移動天文車又は移動科学館車についてリースとする提案の場合には、サービス購入費C-2に区分変更されるものとしてください。
83	事業契約書(案)	別紙2	45		2						表「サービス購入と料金収入の関係」によれば、自主事業以外の維持管理・運営に要する費用にも利用者からの料金収入等を充てる形になっていますが、ここに充てるべき料金収入等の額の算出方法はどのようなものを想定していらっしゃいますでしょうか。	利用料金収入の内訳は、様式C-16をご参照ください。
84	事業契約書(案)	別紙2	44	別紙2	3	1	①				「入札時における基準金利」について、公平、齟齬防止のため、基準金利の数値を公表していただけないでしょうか。	公表することを予定しています。
85	別紙2	3 サービス購入費の算出方法及び支払方法	45			(1)	①				金利計算方法についての記載で、「完工予定日」の定義をご教示願います。	定義は、第2条(46)をご参照ください。具体的な日付は事業者の提案によります。
86	事業契約書(案)	別紙2	48	別紙2	3	3	②				サービス購入費Cについて、「サービス購入費C-3を除き、第1回支払から第60回支払までサービス購入費はそれぞれ同額とする」と記載がありますが、C-4(展示更新費)も変動するため、C-3と同様に「第1回支払から第60回支払までサービス購入費はそれぞれ同額とする」から除いていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
87	事業契約書(案)	別紙2	48		3	(3)	②				サービス購入費C-4は全60各回同額の支払が予定されていますが、事業者の行う展示更新の頻度や各回の規模等は、当該収入に連動する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	事業契約書(案)	別紙2	49		3	(2)	①	イ			維持管理・運営期間中の物価変動の改定基準が、1.5%となっておりますが、この基準については市と選定事業者で協議して決める等、柔軟性を持たせることは可能でしょうか？(契約の改定が多いと双方に負担がかかるため。)	原案のとおりとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	条	項	号	①	ア	(ア)		
89	事業契約書 (案)	別紙2	49		3	(1)	①	ウ		提案書提出月の指標と着工月の指標で、1.5%を超える物価変動がある場合は、改定申し入れが可能との事ですが、デフレ側に物価変動があった場合でも福岡市様側からは、改定のお話しは無いという認識でよろしいでしょうか？	改定範囲に該当する場合は、市から申し入れを行う予定です。
90	別紙2	4 サービス購入費の改定	50			(4)				「光熱水費に係る対価(サービス購入費D)については、物価変動に伴う改定を行う。なお、需要変動に伴う改定は行わない」とありますが、改定を行うのは需要変動ではないでしょうか。	記載のとおり、需要変動に伴う改定は行いません。
91	事業契約書 (案)	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額	58	3	(2)	③				重大な支障がある場合の「・要求水準に示す総入館者の見込み数を達成するための業務努力が認められない」とありますが、業務努力が認められないとは具体的にどのようなことを指しますか？館外活動は、入館者数にカウントされますか？	前段については、個別具体的に判断しますが、例えば集客力のある自主事業の実施や広報活動を積極的に行わない場合などを想定しています。 後段については、入館者数としてはカウントされません。
92	別紙3	4 事業終了時に係るモニタリング	61			(1)	①			「大規模修繕」の記載がありますが、大規模修繕に係る対価としてのサービス購入費は、別途支払われるということでよろしいでしょうか。	事業期間内に大規模修繕が発生することは想定していません。「大規模修繕」を「修繕」に修正します。